

# 小樽・北しりべし消費者被害防止 ネットワークニュース No20

(事務局) 小樽消費者協会 〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 小樽市役所別館5階

☎ (0134) 31-3682 FAX (0134) 23-7978

小樽・北しりべし消費者センター内

7月2日(月)に「小樽・北しりべし消費者被害防止ネットワーク」会議を開催しました。1市5町村・社会福祉協議会を含め84団体に案内を郵送し32団体52名の出席をいただきました。

## ◎消費者相談の概要(小樽市生活安全課)

小樽市生活安全課より平成29年度相談件数が前年より約200件増の1000件を超え、特に昨年7月から訴訟費用の支払いを迫る架空請求ハガキの相談が大きく増加したこと、年代では60歳代の消費者トラブル件数が最も多いとの報告がありました。

## 小樽・北しりべし消費者センターより情報提供

齊藤主任相談員から、目立った相談・連携して対処できた相談等の事例紹介がありました。

- 1、インターネット・新聞折込による通信販売(健康や美容に関する商品をモニター・お試し価格で格安販売し、定期購入へ誘導する手口)

- 2、架空請求はがき・消費料金訴訟最終告知(裏面にセンターで回収したハガキ記載)
- 3、高齢のサプリメント購入者の事例をケアマネージャーと当センター相談員が連携して解決
- 4、包括支援センターより認知症の新聞契約者の病状開示を受け、当センターが販売店に斡旋に入り判断不十分者契約として解約になった事例
- 5、多重債務相談は、最近「たるさぼ」や「生活支援課」と連携し解決を図るケースが多く、連携することで救済や解決に結びついているとしてセンターより協力のお願がありました。

## 小樽・北しりべし成年後見センターより情報提供

高田所長より、養成講座を修了した44人の市民後見人が、センター職員とペアで財産管理を行い、市民後見人は市民感覚で買い物や外食にも付き添う等小樽の後見業務の特色を説明。設立後8年間の相談総数は3,153件と報告されました。

## ……2020年4月1日施行「民法改正法」について……

### 札幌弁護士会消費者保護委員会の講演要旨

副委員長小田嶋弁護士より、改正法の中で主に高齢者の消費者被害防止に関連する条文について講演をいただきました。



1 今回の民法改正は、債権法の改正と呼ばれており、主に契約関係のルールが改正されている。「従前の取扱い(判例や定着した実務の取扱い)の明文化が多く、ルールの変更や新設はそれほど多くない」

### 2 現代に適応しないルールの見直し(消滅時効)

「権利行使できると知った時⇒5年間行使しない」  
「権利行使できる時から⇒10年間行使しない」  
どちらか早い時点の経過により時効となる。  
「短期消滅時効の廃止」

※【「数年前の商品購入代金が未払いであるとして架空請求してくる事案」に対して、時効を主張して防御する方法が使えなくなる可能性がある。】

### 3 存在しなかったルールの新設(定型約款)

- ① 約款が契約内容になる要件を整備(組入要件)
- ② 求めがあった場合の契約内容表示(表示義務)
- ③ 不当な内容の条項は、契約の内容にならない(不当条項規制)

### 4 意思無能力

当然とされていたルールの明文化(分かりやすい民法)  
「当事者が意思表示した時に、意思能力を有しなかった場合には、その法律行為は無効とする」

## ◎司法書士4人による「成年後見」について

借家人が病気で植物状態となり、預貯金があるにもかかわらず意思の確認ができないため、家賃の支払いやペットの世話で苦勞する大家さんと借家人の子供を中心に、専門家の立場から成年後見の説明をする公演でした。10万人以上の市では高齢化率トップを行く小樽市にとり、「成年後見」は、市民への周知がより必要と感じた小樽初公演でした。

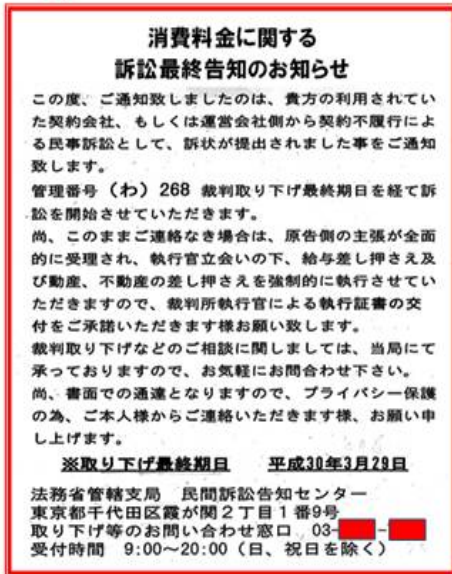


ワークショップでは、「民法改正」と「市民後見」「高齢者被害」をテーマに意見交換をしてもらいました。参加者からいただいた質問・意見と講演者の回答を記載しますので被害防止の参考としてください。

# こんなハガキ届いてませんか？



## このハガキは 詐欺です！



## 電話してはダメ、無視しましょう！

### 民事訴訟手続きや破産手続きに関する書類

【裁判所が差出人になる場合】⇒特別送達

郵便物は必ず書留となり、ハガキで送られてくることは無く受取時には署名・捺印が必要です！

## ◎民法改正について・・・参加者の質問

(質問) 18歳で成人(親の同意無しで契約が可能)の若年層への影響や障がい者への影響を知りたい。

【回答】高校卒業前の18歳の子が、親の同意無く契約できてしまうので、法規制よりも中・高生を対象にした普通教育の中での消費者教育に弁護士会として取り組む。障がい者(判断能力困難者)については、成年後見を立てなくても保佐とか補助で助けることが考えられる。

(質問) 不当条項は、今までの約款の有効から改正により無効になりえると考えてよろしいですか？

【回答】ルールが無いところで裁判をしていたが、明確なルール・判断要素が示され従前同様裁判で判断される。

## ◎市民後見人について

(質問) 後見人になるための講座の内容とか受講期間・募集時期と小樽の特色である買い物や外食に付き添う費用は誰が負担するのですか？

【回答】日常生活自立支援事業の支援員養成講座(1日)を受講(応募者が少なく広報に毎年掲載)し、支援員になった後で市民後見人の講座を行う。付き添いヘルパーさんの分は一応認定し、ほかは自己負担で行っている。

※そのほか【成年後見でグループホームや病院との連携による自立支援を促し、包括した支援は利用者のメリットになる】との意見発表がありました。

消費生活に関する情報は 小樽・北しりべし消費者センターへ e-mail: [syohi-c@city.otaru.lg.jp](mailto:syohi-c@city.otaru.lg.jp)

または FAX (0134) 23-7978へお寄せ下さい。face book 検索は [小樽消費者協会](#)



過去のネットニュースは、市HP「小樽・北しりべし消費者被害防止ネットワーク会議」@「検索」で